

第11編 危険物等災害対策編

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏洩・流出による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について必要な事項を定めます。

危険物等災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

全国有数の工業県である本県は、多量、多種の危険物等が工場等に集積されているだけでなく、日夜輸送されています。

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、事故が発生した場合に、その周辺の影響や危険物等の流出場所によっては、県民生活に大きな影響を及ぼすことにもなります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の安全対策が必要です。

国の機関、県、市町村及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進します。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も推進します。

〔関係法令〕

危険物……………	消防法
高圧ガス……………	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス……………	ガス事業法
火薬類……………	火薬類取締法
毒劇物……………	毒物及び劇物取締法

第1節 安全確保

1 施設等の安全確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、県及び市町村は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

2 自主保安体制の整備

(1) 県、市町村及び事業者は協力して、次のとおり事業所の自主保安体制を整備します。

〔くらし安全防災局、環境農政局、健康医療局〕

- ア 危険物等事業所の容器（ボンベ等）の流出防止並びに流出した容器の回収、禁水性物質の浸水対策措置及び係留船舶の安全対策措置など、防災対策の充実
- イ 科学消火薬剤等の資機材の整備充実
- ウ 緊急停止のための措置の策定など、危険物等事業所の保安管理体制の充実
- エ 保安用設備等の機能確保等の緊急時の応急体制の充実
- オ 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実
- カ 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

(2) 都市ガス事業者は、工事の指導監督組織を充実し、特に地下工事については、事前打合せ、連絡体制の充実等万全な保安体制を整えます。

3 保安意識の向上、訓練

県、消防機関及び事業者は協力して、次のとおり教育及び訓練等の充実を図ります。

- (1) 各種講習会、研修会の充実
- (2) 危険物安全週間等、各種安全週間の充実
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏洩等を想定した防災訓練の実施
- (4) 移動途上での災害を想定した訓練の充実
- (5) 都市ガス事業者は、消防機関及び地下街管理者と協力して、地下街等合同防災訓練等を充実

また、県は事業者や関係団体の表彰や危険物保安活動に対する評価を通じて、保安意識の向上に努めます。 [くらし安全防災局]

4 消費者の安全対策

液化石油ガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実します。

資 料

風水害編 11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第2節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、関係行政機関や関係事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
[くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、消防機関、危険物管理者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。
[警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。
[関係局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 県は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を市町村長に委託し、市町村は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一時的には当該市町村長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。
[くらし安全防災局]

イ 市町村は、化学消防力の強化を図ります。

ウ 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自営消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。
[健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。
[健康医療局]

3 危険物等の大量流出時における防除活動

市町村及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備します。

資 料

風水害編 11-1-2 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱

第2章 災害時の応急活動計画

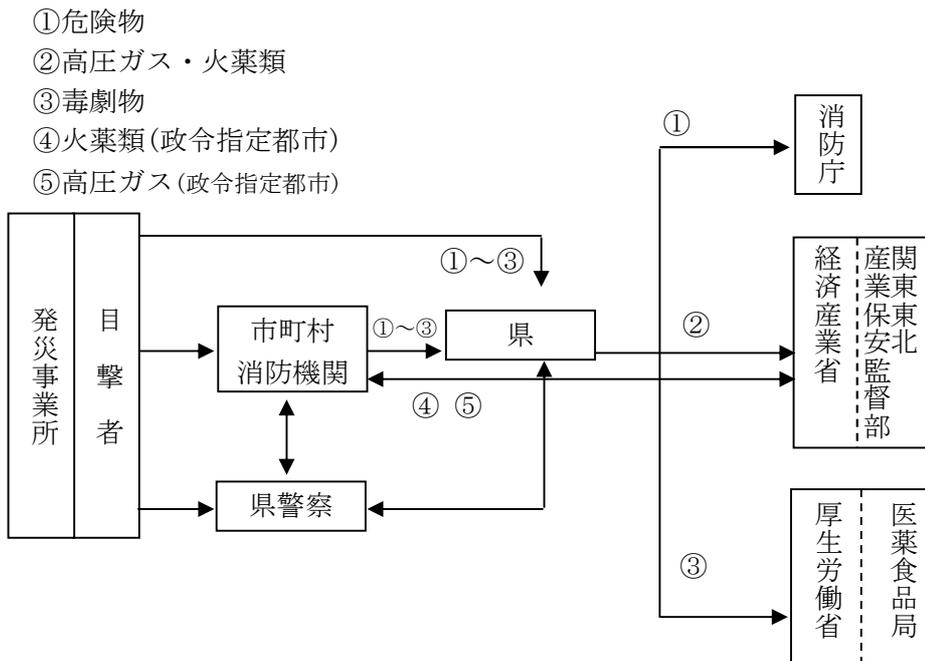
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

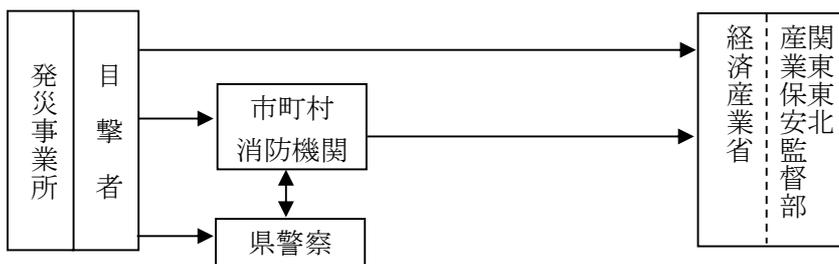
(1) 危険物等事故情報等の収集・連絡

ア 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡については、それぞれの管轄官庁により定められていますが、原則は次のとおりです。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



イ 危険物等による事故が発生した場合、関係事業者等は速やかに県、県警察及び市町村に連絡します。

なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。

ウ 県（高圧ガス・火薬類の事故においては政令指定都市）は、県警察、関係市町村及び関係事業者等から受けた事故情報を、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））へ連絡します。

エ 危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等）及び関係指定公共機関に行うほか、県に行います。

オ また、県は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）及び厚生労働省（医薬食品局））から受けた情報を関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

ア 関係事業者は、被害状況を県、県警察及び市町村に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、県警察及び市町村に連絡します。）、市町村から報告を受けた県は、関係事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。また、高圧ガス及び火薬類の事故の場合は、政令指定都市から経済産業省（関東東北産業保安監督部）に連絡します。

イ 市町村は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告します。

ウ 県警察は、危険物等の災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じて、ヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。

エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。

オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 関係事業者は、市町村又は消防機関に応急対策等の活動状況を連絡します。

イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、消防庁へ随時連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急活動を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 事故対策本部の設置

県は、被害の規模から判断して、災害対策本部の設置に至らないが、応急対策が必要と認めるときは、事故対策本部を設置して、災害応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 経済産業大臣、厚生労働大臣

(オ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地現地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、危険物等の事故の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

市町村及び県警察は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めます。

2 消火活動

- (1) 市町村及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行います。
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。
- (4) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行います。

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村及び関係事業者の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第4節 避難対策

災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 県は、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保します。

第6節 危険物等の流出に対する応急対策

- 1 市町村は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行います。
- 2 県警察は、危険物等が漏洩又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。
- 3 国、県及び市町村は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第7節 災害広報の実施

県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。